

公益社団法人 日本工業英語協会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第27条第3項の規定に基づき、公益社団法人日本工業英語協会の役員（以下「役員」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類及び通勤手当)

第2条 常勤役員の報酬は、本給及び通勤手当とする。

(報酬の支払方法)

第3条 役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 役員の報酬は、その月の月額的全額を毎月23日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、公益社団法人日本工業英語協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第5条の規定に準じて支給する。

(報酬の算定方法)

第5条 理事の報酬のうち本給は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において月額115万円を上限として、理事会の承認を得て、会長が決定するものとする。

- 2 監事の報酬は当分の間、無報酬とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当を支給する場合には、職員給与規程第3条第2項6号に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

通勤手当は公共交通機関を利用する場合の実費相当額を支給する。

- 2 通勤手当は、定期券または現金で支給する。

(日割計算)

第7条 新たに役員になった者には、その日から報酬（通勤手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

- 2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第8条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（補足）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人日本工業英語協会の設立の登記があった日から施行する。